

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、その翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定
結核予防法による医療機関の指定
結核予防法による指定医療機関の辞退
昭和四十六年十二月鳥取県告示第千八十四号の廃止
土地収用法による事業の認定
道路の位置の指定
- ◇公 告 〃
あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験の実施

規 則

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十七年一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三号

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則
鳥取県寡婦福祉資金貸付規則（昭和四十四年十月鳥取県規則第六十号）
の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中「住宅資金 一回につき二〇〇、〇〇〇円」を「住宅資金

一回につき三〇〇、〇〇〇円」に、

修学資金

一 高等学校において修学する場合
合修学期間中
月額 一、五〇〇円

ただし、特に必要と認められる者に係るものにあつては、

月額 三、〇〇〇円

二 大学又は高等専門学校において修学する場合合修学期間中
月額 三、〇〇〇円

ただし、特に必要と認められる者に係るものにあつては、

月額 五、〇〇〇円

を
修学資金

一 高等学校又は高等専門学校（第一学年から第三学年まで）において修学する場合 修学期間中 月額 一、五〇〇円 ただし、特に必要と認められる者に係るものにあつては、月額 三、〇〇〇円	二 高等専門学校（第四学年及び第五学年）、国立短期大学、公立短期大学、国立大学又は公立大学において修学する場合 修学期間中 月額 三、〇〇〇円 ただし、特に必要と認められる者に係るものにあつては、月額 六、〇〇〇円	三 私立短期大学において修学する場合 修学期間中 月額 四、〇〇〇円 ただし、特に必要と認められる者に係るものにあつては、月額 七、五〇〇円	四 私立大学において修学する場合 修学期間中 月額 五、〇〇〇円 ただし、特に必要と認められる者に係るものにあつては、月額 九、〇〇〇円
---	--	---	---

に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第五条第一項の規定のうち、修学資金に関する部分は昭和四十六年四月一日から、住宅資金に関する部分は昭和四十六年五月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 昭和四十六年三月三十一日以前に大学若しくは短期大学に入学していた者又は高等専門学校第四学年若しくは第五学年に就学していた者に係る修学資金の貸付金額の限度については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第五十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。
昭和四十七年一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
土 井 医 院	東伯郡東郷町松崎 六七六の四	昭和四十七年一月十二日
大山町国民健康保険 大山寺診療所	西伯郡大山町字蒙円山 一二四 グリーンロッヂ内	五日
や の 葉 局	境港市馬場崎町七二	"

鳥取県告示第六十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に

に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十七年一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和四十七年一月五日	岡 医 院	岩美郡福部村大字海士四七一の一

鳥取県告示第六十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十七年一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日	指 定 医 療 機 関 の 名 称	所 在 地
昭和四十六年十二月九日	前 場 医 院	倉吉市上福田五〇二

鳥取県告示第六十二号

昭和四十六年十二月鳥取県告示第千八百四十四号（豚等の移入を禁止する区域の指定について）は、昭和四十七年一月二十七日限り廃止する。

昭和四十七年一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

岩美町

二 事業の種類

岩美町中央公民館建設工事及び町民運動場建設工事

三 起業地

1 収用の部分

岩美郡岩美町大字浦富字切り左及び江上地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

岩美郡岩美町大字浦富六七五番地一

岩美町役場

鳥取県告示第六十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十七年一月十四日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十七年一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市角盤町二丁目三〇	米子市上福原字孫兵衛池二二九五の一部	幅員 四・一〇メートル
名神観光開発株式会社	"	幅員 六・二〇メートル
代表取締役 西田 三郎	"	幅員 三・〇一メートル
"	"	幅員 三・〇四メートル
"	"	幅員 三・〇五ノ一メートル
"	"	幅員 三・〇五ノ二メートル
"	"	幅員 三・〇五ノ五メートル
"	"	幅員 三・〇五ノ三メートル
"	"	幅員 三・〇八メートル
"	"	幅員 三・〇九ノ一メートル
"	"	幅員 三・〇九ノ二メートル
"	地先農道の一部	幅員 三・〇〇ノ一メートル
"	"	幅員 三・〇四メートル
"	"	幅員 三・〇九ノ二メートル
"	地先水路の一部	幅員 三・〇八メートル
"	字東孫兵衛池一三四五ノ二の一部	幅員 三・〇八メートル

鳥取県告示第六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十七年一月二十一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十七年一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

"	"	幅員 一三四五ノ五
"	"	幅員 一三四六ノ一
"	"	幅員 一三四六ノ二
"	"	幅員 一三四七
"	"	幅員 一三四八
字西孫兵衛池一三二〇ノ一部	"	幅員 一三二〇

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市吉方町三丁目一六六 有限会社 夏目不動産	鳥取市滝山字越塚ノ上四一六の一部	幅員 五・五〇メートル
代表取締役 夏目 恵一	"	幅員 四一七
"	字越塚ノ下四四三ノ一の一部	幅員 六・〇〇メートル
"	"	幅員 四四三ノ一
"	地先水路の一部	幅員 二二〇・六〇メートル

公 告

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験を次のとおり実施する。

昭和47年1月28日

鳥取県知事 石 二 朗

- 1 試験の日時
学科試験 昭和47年2月22日 午前9時から
実地試験 昭和47年2月23日 午前9時から
- 2 試験の場所
鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁講堂
- 3 受験願書の提出期限
昭和47年2月7日（郵送の場合は、昭和47年2月7日までの消印のあるものは、有効とする。）
- 4 その他受験についての詳細は、鳥取県厚生部医務課へ問い合わせると。